# 熊本県住宅宿泊事業法事務処理要領

### 第1目的

住宅宿泊事業法(以下、「法」という。)及び施行令、施行規則、告示、要領に定めるものの他、法に基づく住宅宿泊事業届出に関する手続きや住宅宿泊事業者に対する監視指導等の事務取扱基準を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とする。

## 第2 住宅宿泊事業届等の手続き

- 1 住宅宿泊事業届(法第3条第1項)
- (1) 届出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

民泊制度運営システム(以下、「民泊システム」という。)での提出を基本とし、民 泊システムを活用できない場合に限り、郵送や持参でも提出できるものとする。

(2) 届出の時期

原則、住宅宿泊事業を開始する日の2週間前までとする。

- (3) 届出の前に行うこと
  - ①周辺住民等に対して、住宅宿泊事業を行うことを書面等により周知すること。(周辺 住民等の範囲、説明した日時、事前周知内容等の記録を作成すること。)
  - ②住宅宿泊事業法以外の関係法令の確認及び必要な手続きを実施すること。 (消防法、廃棄物処理法、食品衛生法、温泉法等)
- (4)添付書類

住宅宿泊事業法令に定めるものの他、次の書類を添付することとする。

- ①届出住宅の場所を示す位置図
- ②消防法令適合通知書の写し
- ③法第6条に規定する安全措置に関するチェックリスト(別添様式第1号)
- ④届出者と住宅宿泊管理業者が同一の場合は、その管理体制を説明する書類
- ⑤法第9条に規定する周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を宿泊者に説明する書類(日本語版及び外国語版)
- ⑥前(3)①に基づき、周辺住民へ説明を行ったことを記録した書類の写し
- ⑦個人情報等の取扱いについて確認した書類(別添様式第2号)
- ⑧添付書類チェックリスト(別添様式第3号)
- 2 変更届、廃業等届、定期報告(法第3条第4項、第6項、法第14条)
- (1) 届出先等

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

民泊システムでの提出を基本とし、民泊システムを利用できない場合に限り、郵送 や持参でも提出できるものとする。

- 3 標識の書き換え交付及び再交付申請
- (1)住宅宿泊事業者は、標識の記載事項に変更を生じたときは、別添様式第4号により、 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課にその書き換え交付を申請するものとする。

(2) 住宅宿泊事業者は、標識を破り、汚し又は失ったときは、別添様式第5号により、 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課にその再交付を申請するものとする。

### 第3 住宅宿泊事業の実施

(1)標識の掲示(法第13条)

県が交付した標識を届出住宅の門扉、玄関等に掲示するとともに、集合住宅については、簡易版を共用エントランス、集合ポスト等公衆の見やすい場所にも掲示するものとする。

(2) 自主点検

法令及び要領に規定される遵守事項について、自主点検を行いその記録を 1 か月以上保管するものとする。

### 第4 処分の公表

法第16条の規定に基づき、業務停止等を命じたときは、処分を受けた届出者名、届出住宅の所在地及び処分内容を公表するものとする。

### 第5 その他

- (1) 関係機関との連携
  - ①県薬務衛生課は、届出のあった事項について関係機関と情報共有する。
  - ②県薬務衛生課及び保健所は、届出住宅における苦情等の連絡を受けた場合は、必要に応じ消防、警察、その他の県関係部局、市町村等と連携の上対応する。
- (2)情報公開

県は、住宅宿泊事業に関する事項(届出日及び届出住宅の所在地)について、県ホームページに掲載する。

附 則

この要領は、平成30年3月15日から施行する。

附則

この要領は、平成30年11月26日から施行する。

附則

この要領は、令和元年(2019年)11月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)3月26日から施行する。